

よくあるお問い合わせ一覧

【申請関連】

申請名義に関すること

| No. | お問い合わせ内容 | 回答 |
|-----|---|--|
| 1 | 持株会社の名義で応募は可能ですか。 | 持株会社の名義での申請は可能ですが、申請書の名義や提出書類はすべて同一名義のものである必要がございます。 また、募集要項「10 交付決定後（採択後）の流れ」に記載のある報告・検査時の証憑も同一名義である必要があります。※契約書の発行者名や入金確認口座名なども含む |
| 2 | 申請書に記載する代表者の役職、氏名について事業部門の責任者などの執行役員名義での申請は認められますか。 | 代表者について、制限はございませんが、申請書の名義や提出書類はすべて同一名義のものである必要があります。※契約書の発行者名や入金確認口座名なども含む |
| 3 | 申請事業者の項目に記載する代表者につきまして、SAFの取り組みを行っている弊社事業部の代表者を記載するのか、若しくは弊社の代表者(代表取締役)を記載するのか、どちらがよろしいですか。 | 代表者はどちらでも構いませんが、今後ご提出いただく証憑名義は申請者名義と同一である必要となります。 |

提出書類に関すること

| No. | お問い合わせ内容 | 回答 |
|-----|--|---|
| 1 | プラン説明書に「通常輸送料金の内訳」、「SAF利用時上乗せ料金の内訳」の記載は必要ですか。 | 「通常輸送料金の内訳」、「SAF利用時上乗せ料金の内訳」は、プラン説明書上、必須の記載項目ではありませんが、申請書及びプラン説明書により審査を行いますので、プラン説明書には可能な限り詳細を記載ください。 |
| 2 | 「直近の法人事業税及び法人住民税の納税証明書」について、直近年度の確定申告書の提出に達していない場合、提出する「直近の法人事業税及び法人住民税の納税証明書」は前年度分でよろしいですか。 | 既に申告済みの直近年度の「直近の法人事業税及び法人住民税の納税証明書」をご提出ください。 |
| 3 | 支援対象者（荷主）の登記簿謄本の提出は必要になりますか。 また、申請に必要な書類リストには助成対象事業者なのか、支援対象者（荷主）なのかの記載はありませんでしたが、支援対象者（荷主）の決算報告書の写しや納税証明書の提出も必要となりますか。 | 支援対象者の登記簿や決算書等を提出する必要はございませんが、募集要項「5 支援対象者（荷主）」の要件をすべて満たしているかを申請者にてご確認ください。 |
| 4 | 申請書類<プラン説明書>について、申請事業者（フォワーダー）が荷主様に対して、本プランの説明をどのように行ったかの詳細を記載するという理解でよろしいですか。 | 本事業に申請していただく貨物代理店の事業プランの詳細を記載いただく説明書となります。 |

提出書類に関すること

| No. | お問い合わせ内容 | 回答 |
|-----|---|--|
| 1 | 様式1-1号について、助成金交付申請額は、助成対象事業者である貨物代理店が3社程度採択される前提で記載すればよいのですか。 | 採択件数はあくまで予定であるため、採択する貨物代理店の決定後、採択数に応じて荷主の社数及び助成金額を決定させていただきますので、申請書類には集められる荷主様の最大数を記載していただくようお願いします。 |
| 2 | 申請担当者は、申請事業者と同じ会社である必要がありますか。 | 申請担当者が申請事業者と同じ会社である必要はありません。 |

よくあるお問い合わせ一覧

【事業実施関連】

CO2削減証書に関すること

| No. | お問い合わせ内容 | 回答 |
|-----|--|--|
| 1 | 助成要件等に「助成対象事業者は輸送依頼を受けた各荷主に対し、助成対象期間内にCO2削減証書を発行すること。」とありますが、助成対象事業者自体が各荷主に対して証書を発行する必要があるという認識でよろしいですか。 | CO2削減証書は、貨物代理店から各荷主に発行する方法の他、航空会社様等が発行されたものを利用していただくことも可としています。 なお、CO2削減証書を貨物代理店名義以外で発行される場合は貨物代理店、荷主、航空会社等の本事業における関係性を示す書類の提出をお願いいたします。 |
| 2 | CO2削減証書の発行者が、航空会社又は自社グループの法人のいずれかとなる場合、CO2削減証書の発行名義が自社ではなくなりますが、本事業の要件を満たしていますか。 | 荷主及び貨物代理店並びに航空会社又は自社グループの法人のいずれかと、SAFプログラムにおける関係性を示す書類をご提出いただければ、名義が航空会社又は自社グループの法人のいずれかとなるCO2削減証書につきましても、貨物代理店から荷主に発行されているものとして取り扱いますので、要件を満たしているものと考えます。 |
| 3 | 「SAFの環境価値は、①=5割以上、②=5割以下とし、割合は全荷主のCO2削減量の合計より算出する」との記載がございますが、どのような単位で計算されますか？ | CO2削減証書は「〇〇t-CO2」のように発行されると思いますので、CO2削減量（〇〇t-CO2）と、その環境価値が発生したSAFの給油地を確認させていただきます。 例：A社へ「10t-CO2」の削減証書を発行。SAFの給油地はNRT B社へ「10t-CO2」の削減証書を発行。SAFの給油地はHND C社へ「10t-CO2」の削減証書を発行。SAFの給油地はSFO → 羽田と成田で給油したSAFの環境価値は、A社+B社=20t-CO2 羽田空港または成田空港に直行便がある海外の空港で給油を受けたSAFの環境価値は、C社=10t-CO2 従って、環境価値の使用割合は、 ・羽田と成田で給油したSAFの環境価値=20/30=約67% ・羽田空港または成田空港に直行便がある海外の空港で給油を受けたSAFの環境価値=10/30=約33%となります。 |
| 4 | 貨物代理店が証書発行業務を航空会社等に業務委託し、業務委託された企業名でCO2削減証書を発行することは可能ですか。 | CO2削減証書は、助成対象事業者（貨物代理店）様から各荷主に発行して頂きますが、航空会社様等が発行されたものを利用して頂いても構いません。 なお、CO2削減証書を貨物代理店様名義以外で発行される場合は、荷主様、貨物代理店様、航空会社様等の、本事業における関係性を示す書類の提出をお願いいたします。 |

よくあるお問い合わせ一覧

SAFに関すること

| No. | お問い合わせ内容 | 回答 |
|-----|--|---|
| 1 | SAF購入金額に関して、1荷主様あたりの最低購入金額の設定はありますか。 | 1荷主様あたりの最低購入金額の設定はありません。 |
| 2 | 本事業で利用できるSAFは ①羽田空港または成田空港で給油を受けたSAF ②羽田空港または成田空港に直行便がある海外の空港で給油を受けたSAF のいずれかとし、航空機でSAFを消費したことで発生したもので、SAFの給油地はCO2削減証書等にて確認する、との記載があります。 ②については、外資系航空会社であっても、給油ポイントとなる空港と成田/羽田間において直行便が運航されている場合は対象となることよろしいですか。 | 外資系航空会社であっても、給油ポイントとなる空港と成田/羽田間において直行便が当該外資系航空会社によって運航されている場合は対象となります。 |
| 3 | 補助対象経費は荷主企業に徴収せず、貨物代理店が立て替える旨の記載がありますが、荷主の同意が得られた場合、貨物代理店が荷主企業から徴収することは認められますか？ | 荷主企業からの同意が得られても、認められません。 |
| 4 | SAFの料金プランについて、交付申請後、料金プランの金額変更は可能ですか。 ・ SAF燃料の仕入れ料金が年度内で変動する可能性が高いため。 ・ 荷主との契約交渉時に変動する可能性が高いため。 | プラン料金は審査項目の一つでもありますので、交付決定後の料金プラン金額変更は原則不可とさせていただきますが、社会情勢の変化等により、金額が変更となる可能性もありますので、その際は別途ご相談願います。 |

よくあるお問い合わせ一覧

荷主に関すること

| No. | お問い合わせ内容 | 回答 |
|-----|---|--|
| 1 | 荷主の条件で、「都内に本店又は支店登記があり、実質的に都内で事業を行っている企業」とありますが、「実質的に都内で事業を行っている」について教えてください。 | 「実質的に都内で事業を行っている」とは、都内の事業所が登記簿謄本に登録されている企業を前提とし、登記簿謄本等に記載された所在地において、単に建物があることだけではなく、客観的にみて都内に根付く形で事業活動が行われていることを意味します。 |
| 2 | 荷主は「貨物代理店と書面で契約等のうえ、輸送の方法等を実質的に決定している者であり、貨物代理店とおして貨物輸送事業者に輸送させている事業者」とあります。 本社は都内にあるが、工場が都外にあり都外から貨物が出る場合でも、支援対象者になりますか。 | 都内に本店または支店登記があり、実質的に都内で事業を行っている荷主が、当該荷主の名義にて都外工場等から羽田・成田空港まで地上輸送等を行い、本事業の要件を満たす羽田・成田空港発の航空輸送を使用するようであれば、助成対象となります。 証憑における荷主名義が都外の商品製造工場や都外の輸送担当部署名義等にならないようご注意ください。 |
| 3 | 手配を依頼する貨物代理店は1社で重複はなし、とのことですが、 複数の貨物をそれぞれの貨物代理店（交付決定済）へ依頼する事は可能ですか。 例）荷主が A貨物をA貨物代理店（交付決定済）に依頼し、補助金を利用 B貨物をB貨物代理店（交付決定済）に依頼し、補助金を利用 C貨物をC貨物代理店（交付決定済）に依頼し、補助金を利用 | A貨物代理店が貴社を荷主として申請済の場合は、本事業において交付決定通知を受けたB貨物代理店、C貨物代理店の利用はできません。 |

報告書類に関すること

| No. | お問い合わせ内容 | 回答 |
|-----|--|--|
| 1 | 募集要項 「6 助成要件」の(2)助成要件 エについて、「羽田・成田空港発着の貨物であるか確認するため、支援対象者（荷主）の輸送航路や貨物重量等が分かる書類を提出すること。」とありますが、「荷主の輸送航路や貨物重量等が分かる書類」とは、Air Waybill（航空貨物運送状）のコピー等の提出が必要という認識ですか。 もしくは必要事項をまとめた書類でよろしいですか。 また、すべての対象貨物についての提出が必要となりますか。 | ご認識のとおり、Air Waybill（航空貨物運送状）のコピー等をご提出ください。 また、本事業を活用するすべての航空輸送で上記の書類が必要となります。 |

対象便に関すること

| No. | お問い合わせ内容 | 回答 |
|-----|--|---|
| 1 | 募集要項「2 支援内容」の助成要件で「貨物便」と記載がありますが、「旅客便」を使用した貨物輸送は対象外となりますか。 | フレーター（貨物機）に加え、ベリー便（旅客機を用いた貨物便）も対象となります。 |
| 2 | 航空貨物の特性上、予定していた航空輸送が発生しなくなった場合、何かしらのペナルティーはありますか。 | 特にペナルティーはございませんが、計画していた荷主が本事業に参加しなくなるなど、計画に変更が生じることが予想される場合は、事前に公社までご連絡をお願いします。 |

よくあるお問い合わせ一覧

助成金額に関すること

| No. | お問い合わせ内容 | 回答 |
|-----|--|--|
| 1 | 助成対象経費について、「助成金額を算定する際、千円未満は切り捨て」と記載があり、中小企業の場合に、SAF利用時に要する上乗せ分の100%が補助対象経費となる理解ですが、千円未満の端数が発生した場合は荷主負担となりますか。 | 助成金算定時の千円未満切り捨ては、荷主単位の合計額からではなく貨物事業者単位の合計額（全荷主様の合計額）から行います。 最大999円の端数が生じることとなりますが、こちらの端数については助成事業の性質上、貨物事業者でご負担をお願いします。 |

よくあるお問い合わせ一覧

【その他】

その他

| No. | お問い合わせ内容 | 回答 |
|-----|--|---|
| 1 | 交付決定後の情報開示について、事業者名及び企業名の他、どの程度の情報が開示されますか。 (例：品名、ルート、輸送量、経費、助成額詳細など) | 交付決定後の事業HP等での情報公開については、採択事業者（貨物代理店）の企業名を公開させていただく予定となりますが、採択事業者（貨物代理店）の承諾なしに掲載することはありません。 なお、その他の詳細な情報（品名、ルート、輸送量、経費、助成額詳細）の公開予定も現状はありません。 |